

環境回復検討会（第3回）

平成23年12月11日（日）
10：00～12：00
環境省第1会議室

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 特措法に基づく基本方針について
- (2) 中間貯蔵施設建設に向けたロードマップについて
- (3) 特措法施行規則（案）について
- (4) 除染に関するガイドライン（案）について
- (5) 福島での直轄事業の取組について
- (6) その他

3. 閉会

配布資料一覧

資料1	「環境回復検討会」委員名簿
資料2	「環境回復検討会」設置要綱
資料3	災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 議事要旨
資料4	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針
資料5	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について
資料6	放射性物質汚染対処特措法施行規則（案）
資料7	除染関係ガイドライン（案）
資料8	福島での直轄事業について
資料9	除染特別地域・汚染重点調査地域の指定等について
資料10	焼却灰等の埋立処分の方法

「環境回復検討会」委員名簿

	氏 名	所 属
1	稲垣 隆司	元愛知県副知事
2	大迫 政浩	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物 研究センター長
3	大塚 直	早稲田大学教授
4	崎田 裕子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長 ジャーナリスト・環境カウンセラー
5	鈴木 基之 (座長)	東京大学名誉教授 (中央環境審議会会長)
6	田中 俊一	NPO 法人放射線安全フォーラム副理事長
7	中杉 修身	上智大学元教授 (中央環境審議会土壌農薬部会長)
8	新美 育文	明治大学教授
9	古田 定昭	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開 発センター核燃料サイクル工学研究所放射線管理部 部長
10	細見 正明	東京農工大学教授
11	森 久起	財団法人 原子力研究バックエンド推進センター専務 理事
12	森口 祐一	東京大学教授

「環境回復検討会」設置要綱

1 目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）が定められたことを受け、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として「環境回復検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の中から事務局が指名する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省水・大気環境局総務課において行う。

災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 議事要旨

- 日時 : 平成23年10月10日(月) 16:00~18:00
- 場所 : 環境省第一会議室
- 出席委員 : 鈴木座長、大垣座長、井口委員、稲垣委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、崎田委員、杉浦委員、田中委員、中杉委員、新美委員、古田委員、細見委員、森委員、森澤委員、森口委員
- 当省出席 : 高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長
水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長、清水現地対策本部長
福島除染推進チーム 森谷チーム長
坂川企画課長、山本廃棄物対策課長、吉田適正処理・不法投棄対策室長
牧谷土壌環境課長
- 他省出席 : 原子力被災者生活支援チーム 高島室長

※ 会議は非公開で行われ、冒頭の大臣政務官挨拶は公開された。

議題

1. 開会

高山大臣政務官から以下のとおり挨拶があった。

本日は休日にもかかわらずお集まりいただき感謝。震災から明日で7ヶ月になるが、災害廃棄物の処理については災害廃棄物安全評価検討会における議論のおかげで一定の進捗があった。除染についても一日でも早く、福島等で除染を実施していく必要がある。本日は災害廃棄物と除染の第1回合同検討会であるが、先生方には、安全性を第一にご議論いただきたいと考えている。本日いただいた意見をもとに、廃棄物処理及び除染のスピードアップを図っていきたい。

2. 除染の在り方について

- 委員から、基本方針に示される線量(追加被ばくによるものであるかどうか)、対策廃棄物、指定廃棄物等について、言葉の定義を明確にする必要があるとの意見があった。
- 委員から、指定廃棄物等の占有者とは誰なのか、また「占有者」という用語が適切なのか疑問であるとの意見があった。
- 委員から、廃棄物の再生利用に関して、重要であるためしっかり検討いただきたいとの意見があった。また、追加被ばくに関して、外部放射線と内部放射線によるものの区別が分かるよう表記すべきであるとの意見があった。
- 委員から、セメントなどの廃棄物の再生利用に関して、受け入れが厳しいのが実態であ

るため、国が協力方針を示す必要があるとの意見があった。また、仮置き場や中間貯蔵施設について、ガイドライン等にて定義や期間、周辺環境への配慮、モニタリング方法等を明確に定める必要があるとの意見があった。

- 委員から、①目標について、モデル事業を行い、知見が出た段階で見直すべきであり、施行（1月1日）後半年程度で見直すことが適当、②また、相当広い面積が対象となることから、除染について総力を結集する必要があり、産業界も含めたかたちの基本姿勢を示すべきである、③研究開発の成果は確実に使えるようにして欲しい、④さらに、リサイクル可能なクリアランスレベルは、セシウムではキログラム当たり100ベクレルは非常に保守的な数字であり、年間10マイクロシーベルトを担保するものであるが、炉規法では、無制限に誰がさわってもよい基準としてそのように定めているものであり、護岸のケーソンや人が常時立ち入らない場所であれば、多少高い数値でも良いのではないか、⑤最後に、国際的にも数多くあっては困ることであり、成果について国際公共財であることを基本方針として盛り込んで頂きたいとの発言があった。
- 委員から、①地域住民の国に対する不信感があることから、地域住民の信頼に応える必要がある、②再生利用については、安全を確保しつつ、汚染をばらまくことのないようにしていただきたい、③目標値の進捗が点検できると良い、④中間貯蔵施設についての時間感覚について必要、⑤基本方針の見直し規定はその他の項目ではなく、もう少し上の項目で書いてあると良いとの発言があった。
- 委員から、①今後、処理計画・除染計画等に基づき、汚染廃棄物の処理や除染等の措置等が進んでいくだろうが、その進捗状況をどのように管理するのが重要であること、②土壌等の現場保管について、これを民間に管理させるのは大変であることから、除染実施者に責任を持たせなければならないこと、③「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保については、国が責任を持って行うこと」とされている一方で、「用地の確保については、国、地方公共団体等が連携・協力して行うこと」とされているのはバランスを欠くため、両者を一文でまとめてはどうか、④全体的に主語が欠けている文章が見受けられるため整理が必要なのではないか、との意見があった。
- 委員から、①災害廃棄物について、例えば自治体で高濃度の焼却飛灰が出た場合の一時保管場所までの移動に関するスケジュールはどうなっているのか、②除染の実施にあたっては、自治体の職員や一般の人なども携わることが想定されるところ、彼らのキャパシティビルディングは重要な視点であること、との意見があった。また、「処理」について、「最終処分」の概念が含まれているのか、との質問があった。さらに、再生利用における考え方のうち、有償物に関する安全性の担保も重要ではないか、との意見があった。
- 委員から、①事故由来放射性物質により汚染された廃棄物のセメントや高炉セメントへの再生利用が滞っており、今の状況を打開するために基準を定める必要があるとの意見

があり、再生利用が進むよう基準等を整備したいとの回答があった。②環境影響評価が入った点は評価出来る、③基準の書きぶりに関し、進捗管理の行いにくい基準になっている、④汚染廃棄物対策地域と除染特別地域の指定に関し、項目構成に不足部分がないか不安との発言があった。

○委員から、①国全体として総力を結集して取組む旨を強調すべきとの指摘があり、国全体として総力を結集するよう追記するとの回答があった。②過去の知見を活用すべき、③3.(4)に関し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を行う際に測定するのは、排ガス・排水のみでなく幅広に項目を挙げて欲しい、④土壌等の除染等の措置の実施に当たって、排水による影響のみでなく幅広に項目を挙げるべきとの発言があった。

○委員から、①年間1ミリシーベルト以上の地域を対象とすると、対象が広範囲になるため、子供の生活空間等優先順位をつけて除染を進めるべき、②地域の方々への情報共有、リスクコミュニケーションが地域の方々の理解を得るために重要であり、住民参加の場を、除染を進めていく過程でどこに組み込んでいるかを提示できれば、地域の方々の安心につながる③市民の方々は最終処分場に一番関心があり、どのような手順で最終処分場に関する情報を示していくのか伝える必要があるとの発言があった。

○委員から、除染目標の50%、60%の根拠を示してほしいという発言があった。

○委員から、①事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する安全性評価として周辺住民の受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であるとしているが、どのようにしてこの基準値の達成を担保するのか、②災害廃棄物に関し、仮置き場への移動完了の目標期限は設定されているが、線量の目標値が設定されていない、③除染特別地域における除染はモデル事業の結果を受け、来年4月から開始することになるが、住民感覚からすれば取りかかりが遅いので、出来るところから早めに着手すべき、④仮置き場での保管は年単位になると思われるので、安全確保の指針を作るべき、⑤事業者の安全管理に関し、被ばく線量の測定のみでなく安全対策に関し対策を考慮すべき、⑥計画的避難区域で、民間による除染が既に行われているが、除染の前後での評価をおこなっていないので効果を検証できていない。除染全般に関し専門家を関与させ、除染の効果の検証を行うようにするべきとの発言があった。

○委員から、現在、住民は国や専門家、科学技術等に対して不信感を抱いているため、国で全体像を把握して情報提供をできるような中枢機関を設置し、基本方針に対するロードマップや進捗状況等を適宜整理し情報提供することにより、不信感を取り払うことが大事であるとの意見があった。また、除染のプライオリティの付け方が重要であり、全体像を把握して実施していく必要があるとの発言があった。

○環境省から、指定廃棄物是对策地域外の廃棄物のことであること、3.(3)の廃棄物の

処理については処分の概念も含まれている。中間貯蔵施設は6.(1)に記載しているとの発言があった。

- 環境省から、①再生利用の重要性をご指摘いただき感謝。人の近づかないような場所での再利用について検討していきたい、②再生利用に当たって、覆土をすれば年間10マイクロシーベルトを達成できるものもあるとの発言があった。
- 環境省から、①中間目標として1ミリシーベルト以外の数値を示すことは困難である。②中間貯蔵施設のロードマップを今月中に示す予定であるとの発言があった。
- 環境省から、モデル事業をもっと早く行うべきとの意見に対して今年度中には着手したい、P6の4.(3)②について「地域」は「区域」の誤りである旨発言があった。
- 委員から、民間の土地を除染する場合、除染の実施者が除染の責任を負うべきで土地の所有者は除染に伴う土地の使用制限等の負担を受忍するものとするのが適当との発言があった。
- 委員から、「処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにすること」「処分施設の周辺住民の受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であること」の値について、より丁寧に説明し、誤解を招かないようにすることが必要であるとの意見があった。排ガス、排水のモニタリングを行う技術に関しても検討を行うべきとの指摘があった。
- 委員から、①広域処理の体制について基本方針の中に書き込んでいただければと思う、②年間1ミリシーベルト以下を目指すという表現は長期的な安心をもたらすものであり、この表現は残しておいて欲しいとの発言があった。
- 委員から、追加的な線量について記載する場合には、整合性のある運用をお願いしたいとの発言があった。
- 委員から、①オールジャパンで行うことを明記すること、②調査研究も日本原子力研究開発機構のみを例示として出す必要は必ずしもないのではないかと、③海外からの知恵も入れていくべきであるとの発言があった。
- 環境省から、①オールジャパンで行うことは明記すること、②現在IAEAのミッションが日本に来ており、基本方針についてリコメンデーションをもらう予定であるとの発言があった。
- 環境省から、(廃棄物の広域処理についても基本方針に書き込むべきという意見に対し、)現在、非常に低レベルでも受け入れる自治体が少ない状況であるため、特定廃棄物の広

域処理を記載することにより、住民に不安を与えてしまうおそれがあるため、書くことは難しいと考えているとの発言があった。

○委員から、廃棄物の焼却の基準を示すほうがよいとの発言があった。

○委員から、国一丸となって取組むとの表現の中に、国民も一緒に汗をかく一員として入れてもよいのではないかとの指摘があった。またそのためにもマスコミと有効的な情報共有を行い、国民と一体となって改善へ取り組むムードを作っていくべきとの指摘があった。

○委員から、基本方針について、これから新しい情報も得られてくるため、適宜変更すべきであるとの意見があった。また、検討会の場に IAEA の方も入っていただければどうかとの意見があった。

○委員から、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項について、環境破壊をしないように配慮する旨を記載するべきであるとの意見があった。

○委員から、追加被ばく線量 1 ミリシーベルトの考え方について、サーベイメータの測定結果は 1 センチメートル線量当量である一方、毎時 0.04 マイクロシーベルトという大地からの放射線については実効線量であるため、1 センチメートル線量等量の 0.06 マイクロシーベルトを用いる方がより適切ではないかとの意見があった。また、福島県内では過去にモナズ石の鉱山が存在したとの記録があることから鉱山付近にて大地からの放射線量の高い地域が存在する可能性があるため、追加被ばく線量と自然放射線をそれぞれ区別して取り扱う必要があるとの意見があった。

閉会

高山大臣政務官より、以下の総括があった。

本日頂戴したご意見を踏まえて基本方針を修正して参りたい。放射性物質による広範な環境汚染は世界的にも前例のほとんどない困難な課題であるため、コミュニケーションを重視しつつ、オールジャパンで日本の総力を結集して国民の皆様の不安を解消していきたい。これまで環境省は放射性物質を取り扱ってこなかったのは事実だが、化学物質や重金属などの環境問題を解決してきた実績もある。今後基本方針等の見直しもあると思うが、協力をお願いしたい。

(以上)

平成二十三年三月十一日に発生した東北
地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の
事故により放出された放射性物質による
環境の汚染への対処に関する特別措置法

基本方針

平成 23 年 1 1 月 1 1 日

目 次

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
 - (1) 国による監視及び測定
 - (2) 地方公共団体による監視及び測定
3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 対策地域内廃棄物の処理に関する事項
 - (3) 指定廃棄物の処理に関する事項
 - (4) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事項
4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 除染特別地域に関する事項
 - ①除染特別地域の指定に関する事項
 - ②除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針
 - (3) 除染実施区域に関する事項
 - ①汚染状況重点調査地域の指定に関する事項
 - ②除染実施計画を定める区域の指定に関する事項
 - ③除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の方針
 - (4) 土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関し必要な事項
5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
 - (1) 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等
 - (2) 調査研究、技術開発等の推進等
 - (3) 住民理解の促進等
 - (4) その他配慮すべき事項

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）が議員立法により可決・成立し、公布された。

今後の我が国の事故由来放射性物質による環境の汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）は、本基本方針にのっとり、関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、取り組むこととする。

環境の汚染への対処についての基本的な方向は、次のとおりである。

- ① 環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）が一義的な責任を負う。また、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じて、国の施策に協力するものとする。
- ② 関係原子力事業者は、環境汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする。また、関係原子力事業者以外の原子力事業者も、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- ③ 事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、例えば、土壌等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）の対象に住民が所有する土地等が含まれることから、国及び地方公共団体は、環境汚染への対処に対して住民参加等への協力を求めるものとする。
- ④ 環境汚染への対処については、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等が総力を結集し、一体となつてできるだけ速やかに行うものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。
- ⑤ 既に得られている国内外の科学的・技術的知見を踏まえ、迅速に環境汚染への対処を行うものとする。また、これらの知見の発展を踏まえて、より効果的かつ効率的に環境汚染への対処が行われるよう手法の見直しを図るものとする。
- ⑥ 土壌等の除染等の措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもへの対応に十

分配慮することが必要であり、子どもの生活環境（学校、公園等）において優先的に実施するものとする。

- ⑦ 国は、できるだけ速やかに除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、基準等の設定を行うものとする。
- ⑧ 中間貯蔵施設（相当量の土壌及び廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵及び管理する施設をいう。以下同じ。）及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑨ 国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。
- ⑩ 上記の取組を進めるに当たり、国は、国際社会と連携・協力しつつ、国内外の叡智を結集して対応すること。また、当該取組により得られた経験・知見及び教訓を国際社会と共有するものとする。

本基本方針は、策定当時の知見、技術水準等に基づき定めたものである。国は、環境汚染への対処の進捗状況を定期的に点検するとともに、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定の結果、技術開発の状況等も踏まえて、この基本方針を適宜見直すものとする。

なお、この基本方針は、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成 23 年 8 月 26 日原子力災害対策本部）を引き継ぐものである。

2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項

線量の把握及び推定、事故由来放射性物質による環境の汚染に係る対策の検討等のため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細かい監視及び測定の実施が必要である。国及び地方公共団体は、次に定めるとおり、監視及び測定を行うものとする。

（1）国による監視及び測定

- ① 国は、対策の検討及び推進、一体的で分かりやすい情報提供等に資するため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細やかな監視及び測定を実施するものとする。
- ② 国は、きめ細やかな監視及び測定を実施するため、責任をもって、地方公共団体、原子力事業者等との調整を図り、適切な役割分担の下、統一的な監視及び測定の体制を整備するものとする。
- ③ 国は、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の効果を広域的に把握するため、定期的な監視及び測定を行うものとする。
- ④ 国は、監視及び測定の結果得られた情報を、国民に対して速やかに公開する

ものとする。

(2) 地方公共団体による監視及び測定

地方公共団体は、国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根差した監視及び測定を実施するよう努めるものとし、国や原子力事業者等と連携して監視及び測定で得られた情報を活用及び発信するものとする。

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物や、生活地近傍の災害廃棄物など、住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先するものとする。

事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要である。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物、とりわけ土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物の量が膨大であること等にかんがみ、安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、可燃物と不燃物の分別、焼却等の中間処理等により減容化を図る必要がある。減容化により事故由来放射性物質が濃縮され、法第17条第1項の指定廃棄物に該当することとなったものについては、法に基づき、国がその処理を行う。また、安全性を確保しつつ、例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等の廃棄物の再生利用を図ることとする。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとるものとする。また、安全な処理のため、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会。以下「当面の考え方について」という。)において示された考え方を踏まえ、処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。また、最終的な処分に当たっては、管理期間終了以後についての科学的に確からしいシナリオ想定に基づく安全性評価において、処分施設の周辺住民が追加的に受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であること等について原子力安全委員会が示した判断の「めやす」を満足するものとする。なお、災害廃棄物については、事故由来放射性物質による汚染が著しいもの、解体工事に時間を要するもの等、特に処理が困難であるものを除き、災害廃棄物の仮置場の確保を前提として、平成24年3月末までを目途に災害廃棄物の仮置場への移動を行う。土壌等の除染等の措置に伴って発生する廃棄物については、当該措置の進捗と整合を図りながら処理を行うものとする。

(2) 対策地域内廃棄物の処理に関する事項

法第 11 条第 1 項の汚染廃棄物対策地域は、線量が高く廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されその処理の実施に当たって高いレベルの技術が必要となる可能性が高いこと及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立入りが制限されていること等の事情を勘案し、その範囲を指定するものとする。

法第 13 条第 1 項の対策地域内廃棄物の処理は、環境省が行う。

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

指定廃棄物の指定基準については、放射性物質による汚染のレベルに応じて求められる処理方法及び平常時に廃棄物処理を行っている市町村の処理技術、処理施設等の能力等の実態を勘案し、設定するものとする。

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用下水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

(4) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事項

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を行う際は、排ガス・排水等の放射性物質の監視測定を行い、その結果を踏まえて事故由来放射性物質の拡散を防止するための措置を講ずるものとする。

4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

土壌等の除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、これらは極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画又は除染実施計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施する必要がある。この地域の中でも特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については優先的に実施することが重要である。また、事故由来放射性物質により汚染された地域には、農用地や森林が多く含まれている。農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮するものとする。森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。

土壌等の除染等の措置に係る目標値については、国際放射線防護委員会 (ICRP) の 2007 年基本勧告、原子力安全委員会の「今後の避難解除、復興に向けた放射線

防護に関する基本的な考え方について」(平成23年7月19日原子力安全委員会)等を踏まえて設定するものとする。具体的には、

- ① 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量(以下「追加被ばく線量」という。)が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

- ② 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

(2) 除染特別地域に関する事項

① 除染特別地域の指定に関する事項

法第25条第1項の除染特別地域は、線量が高く土壌等の除染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定するものとする。

② 除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針

除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを目指すものとする。

追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施することで、線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に土壌等の除染等の措置を進めるものとする。

除染特別地域内には、農用地、森林、道路、河川等様々な土地が含まれる。除染特別地域内の土壌等の除染等の措置については、当該土地の利用及び管理に関して知見・情報を有する関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、環境省が行う。

また、特別地域内除染実施計画の策定に当たっては、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とするとともに、その前提として、除去土壌等の量に見合った仮置場を確保する必要がある。

(3) 除染実施区域に関する事項

①汚染状況重点調査地域の指定に関する事項

法第 32 条第 1 項の汚染状況重点調査地域については、その地域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる地域について、指定するものとする。

②除染実施計画を定める区域の指定に関する事項

法第 36 条第 1 項の除染実施計画を定める区域については、その区域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる区域について、指定するものとする。

③除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の方針

追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行うことが適当である。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うことが適当である。

また、除染実施計画の策定に当たっては、特別地域内除染実施計画と同様、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とするとともに、その前提として、除去土壌等の量に見合った仮置場を確保する必要がある。

除染実施計画は、状況の変化に応じて、適時適切に見直すことが適当であり、そのために、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該措置による線量の変化等に関するデータを取るとともに、除染実施計画の策定者は、これらのデータの蓄積を含めた進捗状況の管理を確実に行うことが肝要である。

計画策定者が、法第 36 条第 3 項の協議会を設置する場合には、除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、放射性物質や除染等の措置等の専門家等もメンバーに加え、必要な知見を取り入れることが適当である。国は、計画策定者が当該協議会を設置する場合には、自ら管理する土地等に係る除染等の措置等を実施する立場として参加するのみならず、必要な科学的・技術的知見を提供するものとする。また、国、地方公共団体等が管理する土地を占有する者及び当該土地において工作物を設置する者がいる場合には、計画策定者は、当該者についても協議会への参加を促すことが適当である。

(4) 土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関し必要な事項

土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとるものとする。また、水を用いて土壌等の除染等の措置を行った場合は、事故由来放射性物質を含む排水が発生する。土壌等の除染等の措置を実施する者は、洗浄等による排水による流出先への影響を極力避けるため、水による洗浄以外の方法で除去できる事故由来放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、工夫を行うものとする。

また、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行う必要がある。さらに、地形等の理由により、土壌等の除染等の措置を行った土地等が、再度事故由来放射性物質により汚染される場合があることが想定される。このため、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該措置の後に定期的なモニタリングを行うものとする。

このほか、除去土壌等の発生量は膨大になることが想定され、土壌等の除染等の措置を実施する際、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、できるだけ除去土壌等の発生抑制に配慮することが、除染等の措置等を迅速かつ効率的に進めるためには必要である。

また、国は、迅速な土壌等の除染等の措置の推進のため、費用対効果が高かつ効果の実証された除染方法を標準的な方法として示すものとする。

5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

除去土壌の収集、運搬、保管及び処分の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとるものとする。また、安全な運搬、保管等のため、「当面の考え方について」において示された考え方を踏まえ、減容化、運搬、保管等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。

このほか、除去土壌の収集及び運搬は、その途上における不法投棄の防止等のため、迅速に行うよう努めるものとする。

また、仮置場等の確保等の観点から、除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。

6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

(1) 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の取組

を迅速かつ着実にいき、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するためには、仮置場、中間貯蔵施設及び処分場等といった施設の確保が必要不可欠である。このため、これらの施設の確保に当たっては、次の方針のとおり、取り組むものとする。

- ① 対策地域内廃棄物の仮置場の確保については、市町村の協力を得つつ環境省が行うものとする。また、指定廃棄物については、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、当該指定廃棄物が排出された施設の管理者や当該指定廃棄物の占有者等が保管し、国は必要に応じこれらの者が行う保管を支援するものとする。
- ② 土壌等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町村又はコミュニティごとに除去土壌等の仮置場を確保する必要がある。これらの仮置場の確保については、ア) 除染特別地域に係るものについては、環境省が市町村の協力を得つついき、イ) 除染実施区域に係るものについては、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が行うものとする。
- ③ 土壌等の除染等の措置を実施した土地において、除去土壌等をやむを得ず現場保管する必要がある場合は、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該土地の所有者等の意見を踏まえつつ、当該所有者等に保管させることができるものとする。
- ④ 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壌が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保するものとする。
- ⑤ ④の都道府県以外の都道府県においては、除去土壌等の処理は、当該除去土壌等が生じた都道府県内において行うものとする。
- ⑥ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑦ 中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて検討するものとする。
- ⑧ 仮置場及び処分場等の用地の確保については、公有地の積極的な活用を含め、国、地方公共団体等が連携・協力して行うものとする。
- ⑨ 仮置場、中間貯蔵施設及び処分場等の確保及び維持管理は、周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ行うことが必要である。具体的には、周辺の環境保全に当たっては、仮置場については、住民等に対して、環境保全上の配慮事項をわかりやすく提供するものとし、中間貯蔵施設及び処分場の確保に当たっては、当該施設による環境影響の評価等を行い、その結果に応じた適切な環境保全措置を講ずる等の措置をとるものとする。

(2) 調査研究、技術開発等の推進等

国は、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立環境研究所等をはじめとする様々な研究機関の取組の支援及びこれらの研究機関との連携の確保を行うなど、除去土壌等の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質によ

り汚染された廃棄物及び土壌の減容化のための技術の開発・評価・公表を積極的に進めるものとする。

また、国は、環境汚染への対処に係る新規技術、材料等について、実用可能性や費用対効果を評価・公表する仕組みを構築し、産学官の研究開発の成果を活用するものとする。

(3) 住民理解の促進等

国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、環境汚染への対処の実施内容及びその効果等について、適時適切に地域住民等に対して周知する等、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。

また、国は、地方公共団体による住民説明会への専門家の派遣等により、適確な知識の普及啓発を行うものとする。

(4) その他配慮すべき事項

このほか、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関して配慮すべき事項は、次に定めるとおりである。

①作業を行う者の安全の確保

環境汚染への対処の実施に当たっては、作業を行う者の安全が確保されることが大前提である。

このため事業者は、環境汚染への対処に従事する者の放射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける線量の管理、当該従事者が知識を得る機会の提供等を行うものとする。また、国等が環境汚染への対処に関して事業者に委託する場合には、事業者が当該管理等を確実に行うよう指導するものとする。

また、地方公共団体は、住民、ボランティア等が土壌等の除染等の措置を行う場合にあっては、当該措置を行うに当たっての作業方法及び留意事項を周知すること、専門家の助言及び指導を得ること等により、土壌等の除染等の措置が安全かつ着実に行われるようにするものとする。このため国は、専門家の派遣、必要な情報の提供等必要な措置を行うものとする。

②地元雇用の確保

環境汚染への対処に当たっては、地元雇用の確保に配慮するものとする。

③再生品の活用

廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品（セメントや再生砕石等）の活用を図るものとする。